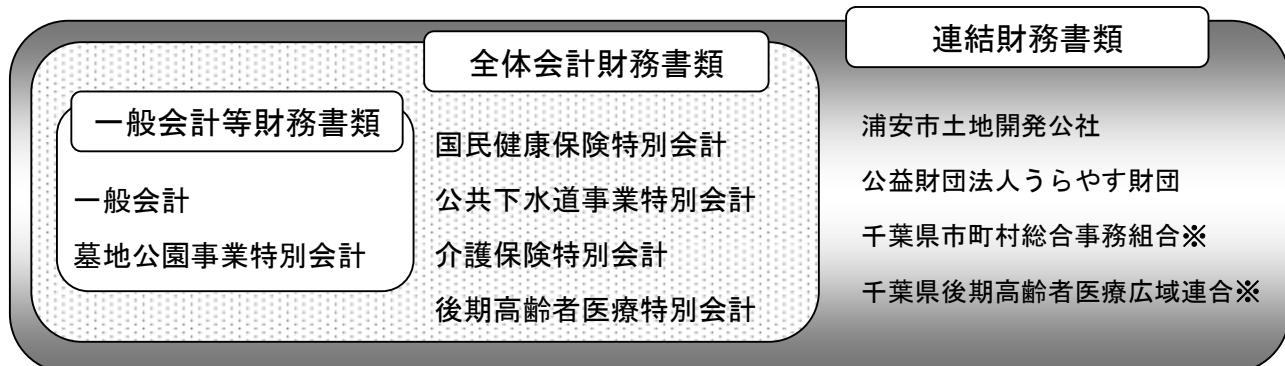


2. 対象となる会計の範囲

財務書類4表は、本市の場合、次の会計や関係団体を対象範囲とする、一般会計等財務書類、全体会計財務書類及び連結財務書類の3種類の包括的な財務書類から構成されており、各財務書類の関係は図で示すとおりとなります。



一般会計等財務書類

一般会計と墓地公園事業会計が含まれます。墓地公園事業会計は、使用料等の収入があるので独立した会計単位としていますが、分類としては一般会計の仲間となります。

全体会計財務書類

一般会計等にその他の特別会計も加えた、本市の全会計を対象とする財務書類です。全体会計財務書類では、市全体の総合的な財政の状況が明らかとなります。

連結財務書類

行政サービスは、市だけでなく多様な関係団体によって実施されているため、市とこれらの関係団体を連結してひとつの行政サービス実施主体としてとらえたものです。

※「千葉県市町村総合事務組合」及び「千葉県後期高齢者医療広域連合」は、本市の経費負担割合に応じた額のみを合算しています。

3. 作成基準日

財務書類の作成基準日は、会計年度の最終日である3月31日としています。

ただし、出納整理期間※を設けている一般会計と各特別会計においては、出納整理期間中の入出金は、作成基準日までに入出金があったものとして取り扱っています。

また、出納整理期間制度のない関係団体等の取引のうち、出納整理期間中に市との間で行われた取引については、作成基準日までに入出金がなされたものとして取り扱っています。

※出納整理期間

3月末までに確定した債権債務について現金の未収未払の整理を行う期間（翌年度の4／1～5／31）